

20歳がスタート！ 国民年金

20歳になったみなさん、ご成人おめでとうございます。

国民年金は、20歳になったときから一生かかわってゆく社会保障制度のひとつで、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、**国民年金に加入することが義務づけられています**。就職・退職・結婚など人生の節目には、加入する種類が変更することがありますので、そのつど必ず確認するようにしましょう！

みんなの 国民年金



～国民年金には20歳以上60歳未満のすべての方が加入します～

学生、フリーター、自営業者
農業、漁業など



あなたは **第1号被保険者** です。
保険料（平成30年度月額16,340円）を毎月納めなくてはなりません。

サラリーマン、公務員など
（厚生年金・共済組合の加入者・会社から健康保険証をもらっている方など）



あなたは **第2号被保険者** です。
掛け金は、給料から天引きされています。

サラリーマン、公務員
〈第2号被保険者〉に扶養されている配偶者（専業主婦など）



あなたは **第3号被保険者** です。
掛け金の負担はありませんが、配偶者の会社に届出をしなければなりません。

《掛け金を納めるのが大変なときは！？》

所得が少ない、失業した、学生なので収入がない、など掛け金を納めるのが難しいときは掛け金の免除制度（学生の方は、支払いを猶予される特例制度）があります。ぜひ一度窓口相談にいらしてください。

～ 国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう！～ ＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民課戸籍医療年金係（☎2-2453）
函館年金事務所（☎0138-56-1165）

児童手当制度に該当していませんか

●支給対象

児童手当等は、15歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども（中学校修了前の子ども）を養育している方に支給されます。

●支給額

0歳～3歳未満	月額15,000円（一律）
3歳～小学校修了前	月額10,000円（第1子・第2子） 月額15,000円（第3子以降）
中学生	月額10,000円（一律）
特別給付	月額5,000円（一律）

●支払時期

児童手当は、2月～5月分の手当は6月に、6月～9月分の手当は10月に、10月～1月分の手当は2月に支払われます。

●認定請求

出生・転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当等を受給するには、役場の窓口に「認定請求書」の提出が必要です。

児童手当等は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。
※公務員の方は勤務先での手続きとなります。

【お問い合わせ先】

町民課戸籍医療年金係 ☎2-2453

（有料広告）

医療法人社団 陵仁会



えんどう桔梗マタニティクリニック

産科・最新4D超音波・婦人科他（産前・産後の教室も充実）

院長 遠藤 力

医師 新垣 加奈

【診療科目】産科・婦人科 小児科隣接

【診療時間】	日(第2・4)	月	火	水	木	金	土
午前(9:00～12:00)	●	●	●	●	●	●	●
午後(14:30～18:00) 受付は17:00まで	休診	●	●	手術日	●	●	休診
休 診	日曜(第1・3・5)・祝祭日						

女性医師 無痛分娩
里帰り分娩 4D超音波
産後ケア入院 各種婦人科検査

毎月第1火曜日 無痛分娩教室！

1月の日曜診療は、
13日と27日になります。
※年明けは1月4日(金)から
通常通り診療致します。

入院設備完備



初診の方でもPC、携帯、スマートフォンから24時間外来事前受付、分娩希望受付可。
問診票ダウンロード可。予約なしの来院可。
ホームページ内のメールフォームからのご質問は24時間可。電話問い合わせ可(診療時間内)。(桔梗駅前通り中の沢小学校前)

函館市桔梗5丁目7-15

TEL(0138)47-3001